

公安委員会 説明資料No. 1	警察官の職務に協力援助した者の 災害給付に関する法律施行令の 一部を改正する政令案について	令和2年3月19日 長 官 官 房
--------------------	---	----------------------

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

警察官の職務に協力援助した者が、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

2 改正の内容

(1) 給付基礎額の改定（第5条第2項関係）

次のとおり、給付基礎額の引上げを行う。

【現行】8,800円 → 【改定後】8,900円

(2) 介護給付の金額の改定（第7条の2第2項関係）

次のとおり、介護給付の金額の引上げを行う。

ア 常時介護を要する場合（障害の程度が重い場合）

	【現 行】	→	【改定後】
・ 実費補填の限度額	165,150円	→	166,950円
・ 親族介護の場合の定額	70,790円	→	72,990円

イ 随時介護を要する場合（障害の程度が軽い場合）

	【現 行】	→	【改定後】
・ 実費補填の限度額	82,580円	→	83,480円
・ 親族介護の場合の定額	35,400円	→	36,500円

(3) 障害給付年金前払一時金が支給された場合における障害給付年金の支給停止期間等の算定に用いる利率の改定（附則第3条関係）

次のとおり、障害給付年金前払一時金が支給された場合における障害給付年金の支給停止期間等の算定に用いる利率の改定を行う。

【現行】	→	【改定後】
100分の5	→	事故発生日における法定利率

3 施行期日

令和2年4月1日

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>産業競争力強化法の規定に基づき新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知及び公表等について（非対面による質屋営業関係）</p>	<p>令和2年3月19日 生活安全局</p>
----------------------------	--	----------------------------

1 産業競争力強化法の規定に基づき新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知及び公表について

(1) 趣旨

令和2年3月2日、産業競争力強化法の規定に基づき、事業者から内閣総理大臣及び経済産業大臣に対し、質置主と対面することなく質屋営業を行うため、質屋営業法施行規則についての新たな規制の特例措置の整備に関する要望書が提出されたところ、1(2)の新たな規制の特例措置を講ずることとし、その内容を通知及び公表するもの。

(2) 新たな規制の特例措置の概要

ア 物品を質に取る場合の確認の方法（規則第16条関係）

質置主からその住所、氏名等の申出を受けるとともに、写真付き身分証明書等の写しの送付を受け、当該身分証明書等の写しに記載された者の住所に宛てて転送をしない取扱いをされる配達記録郵便物等を送付し、かつ、その到達を確かめ、並びにその者を名義人とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により金銭を貸し付けることを約することとする。

イ 質物を返還する場合の確認の方法（規則第20条関係）

アの確認を行った質置主に対し識別符号を付し、その送信を受けることにより、アの確認を既に行っていることを確かめることとする。

2 「国家公安委員会関係産業競争力強化法第11条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」に対する意見の募集について

(1) 趣旨

上記1の特例措置を講ずるために必要な法令の整備として、「国家公安委員会関係産業競争力強化法第11条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」を制定するに当たり、その案を一般に公表し、意見を募集するもの。

(2) 意見募集の期間

令和2年3月25日（水）から令和2年4月23日（木）までの間（30日間）

(3) 内閣府令案の内容等

1(2)のとおり（施行期日は公布日とする。）。

公安委員会 説明資料No. 3	「道路交通法施行規則の一部を改正 する内閣府令案」等について	令和2年3月19日 交 通 局
<p>1 改正の趣旨 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行（令和2年4月1日）に伴い、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）を改正し、作動状態記録装置による記録の保存方法を規定するもの。</p> <p>2 改正の内容 自動運行装置に係る機能の作動状態の確認に必要な情報を記録する「作動状態記録装置」による記録は、当該作動状態記録装置において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1.に規定する期間保存しなければならない。</p> <p>3 意見公募手続の実施結果 本年1月27日から同年2月25日までの間、意見公募手続を実施した結果、保存期間について、「6ヶ月間についてはよいが、回数については最短期間（例えば4ヶ月）も併せて求めるべき」旨の意見等4件の意見が寄せられたが、上記国土交通省の告示は、国際的議論の状況を踏まえて、技術的に可能なものとして定められるものであることから、上記2の内容で改正することとした。</p> <p>4 今後の予定 公 布 日：令和2年3月下旬を予定（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示の公布と同一の日） 施行期日：改正法の施行の日（令和2年4月1日）</p> <p>5 その他 改正法（自動運転関係部分）の施行に伴い、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）及び交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に所要の規定を整備予定。</p>		

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和2年3月19日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【3月18日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～914人（死亡31人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡7人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～193,852人（死亡7,881人）</p> <p>2 最近の政府の対応</p> <p>(1) イタリア、スイス及びスペインの一部地域並びにアイスランド全土に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否（3月19日運用開始）</p> <p>※ 従前は、中国、韓国、イラン及びイタリアの一部地域並びにサンマリノ全土のみを対象。</p> <p>(2) シェンゲン協定全加盟国を含む欧州諸国並びにイラン及びエジプトの計38か国からの渡航者に対し2週間の待機等を要請、これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を停止（3月21日運用開始）</p> <p>※ 従前は、中国及び韓国のみを対象。</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行（3月14日）</p> <p>(4) 生活不安に対応するための緊急措置を決定（3月18日）</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 感染による混乱の防止・国民の不安解消のための対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港、医療施設等における警戒警備の実施 ○ ダ号乗船者の移動時や施設滞在時の警戒警備の実施 ○ 帰国者（103人）の警察大学校への受入れ（1月30日～2月1日） ○ 関連する犯罪の取締り及び防犯情報の提供 <p>(2) 警察が所掌する行政手続における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染等を理由に運転免許等の更新ができなかった場合の取扱いに係る法的解釈の整理・周知 ○ 警察署等における事前申出による同一運転免許証での運転等可能期間の延長措置 <p>(3) 警察活動における警察職員の感染防止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な警察活動における感染予防対策の徹底 ○ 感染確認時における具体的な業務継続の検討 <p>4 今後の予定</p> <p>3月19日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による分析結果の公表</p>		